

概要	マクロ経済と地政学的環境	不確実性と財務報告	財務諸表における気候関連リスク	サステナビリティ報告の動向	通貨と超インフレ	主な新たな会計上の要求事項	その他の報告に関する検討事項	期中財務報告	付録	>	<	Home
----	--------------	-----------	-----------------	---------------	----------	---------------	----------------	--------	----	----------------------	----------------------	----------------------

概要

企業は、マクロ経済及び地政学的環境による重大な不確実性に依然として対処している。投資家及び規制当局は、企業がこの困難な状況にどのように対処しているかについて透明性を確保することを期待している。

本iGAAP in Focus「Closing Out」では、現在の環境を考慮して、関連性がある可能性のある財務報告及びより幅広い企業報告の問題を示し、規制上の焦点となる分野及び会計基準の最近の変更、一貫性があり、比較可能で適時なサステナビリティ関連情報に対する投資家の需要の高まりについても強調している。



マクロ経済と地政学的環境

地政学的リスク及び不確実性

地政学的リスク及び不確実性は、財務報告において引き続き考慮すべき要因である。これらの問題は、直接的に（例えば、地政学的緊張の影響を受ける地域で事業を行っている企業にとって）又は間接的な方法を含め、さまざまな方法で企業に影響を与える可能性がある。間接的な影響には、エネルギー市場のボラティリティ、サプライチェーンの問題、その他のマクロ経済の不確実性（インフレ、金融市場の混乱、借入コストの上昇又は銀行業務の制限のような）が含まれる。

企業は、これらの影響がビジネスの業績、財政状態及び財務諸表で提供する開示に与える影響を検討する必要がある。企業の事実と状況に基づいて企業に関連性がある可能性のある考慮事項は、本文書の関連性があるセクションで扱っている。

中東における海上輸送の混乱

中東での紛争により、とりわけホルムズ海峡を通過する海上輸送に混乱が生じている。

企業の個別の状況によっては、これが以下のような多くの直接的または間接的な影響をもたらす可能性がある

概要	マクロ経済と地政学的環境	不確実性と財務報告	財務諸表における気候関連リスク	サステナビリティ報告の動向	通貨と超インフレ	主な新たな会計上の要求事項	その他の報告に関する検討事項	期中財務報告	付録	➤ ➤ 🏠
マクロ経済と地政学的環境										
世界貿易										
関税の導入及び変更、また世界貿易への他の影響は、財務報告の複数の側面に影響を与える可能性がある。										
例えば、既存及び新規の／提案された関税は、すべての企業（輸入企業及び輸出企業）に、次のように影響を与える可能性がある。										
• 供給コストの増加。これは、為替の調整及び代替の供給源を見つける及び／又はコストを顧客に転嫁する能力により、利益マージンに影響を与える可能性がある。 • 価格戦略の変更。これは、価格の感応度が高い製品に対する消費者の需要に影響を与える可能性がある。 • 新しい機器、技術及び施設への設備投資の遅延又は削減、又は事業の移転による設備投資の増加 • サプライチェーンを適応させるための物流コスト及び移行コストの増加 • 在庫レベル及びそれに伴う保管コストの一時的な増加又は関税を回避するために輸送中に足止め又は紛失した棚卸資産 • 「不可抗力」条項又は類似の契約条項の発動による契約の取消し又は修正 • 訴訟費用の増加、例えばサプライヤーと顧客との間の紛争によるもの										
さらに、現在の世界貿易の状況は、インフレ、外国為替レ										

||
||
||



マクロ経済と地政学的環境

PPAがIFRS第16号に基づく発電設備のリースであるかどうか、そうでない場合、契約がIFRS第9号2.4項の「自己使用」の要求事項を満たしているかどうか（その場合、PPAはIFRS第9号に基づくデリバティブではなく未履行契約として会計処理される）の評価を含む、フィジカルPPAの適切な会計処理の評価は複雑になる可能性がある。PPAをどのように会計処理するかの評価では、例えば、買手が売却する電力の頻度又は量が自己使用の要求事項を満たさないかどうかを判断する際に、経営者が重大な判断を下すことが要求される場合がある。したがって、買手は、企業の会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表で認識されている金額に最も重大な影響を与えているものに関する、IAS第1号122項の開示要求を検討しなければならない。さらに買手は、PPAの主要な条件（例えば、価格、期間及び契約電力量）と、契約を締結する企業の目的を開示することを検討しなければならない。

また企業は、発電量ごとの契約の固定価格と定期的な決済日における電力のスポット市場価格との差額を反映した金額で、定期的に現金で純額決済するバーチャル電力購入契約（VPPA）を締結する場合もある。通常のVPPAでは、フィジカルPPAと同様に、買手は特定の数のRECを受領する。

フィジカルPPAと同様に、VPPAがIFRS第9号2.4項の「自己使用」の要求事項を満たしているかどうかの評価が要求される。しかし、VPPAでは、契約に基づいて引き渡されるのはRECのみ

<

||
||
||

